

主な施策の取組状況

- **事業主体や担い手の役割**
(No.1～No.15)
- **地域特性の発揮**
(No.16～No.30)
- **住情報の提供・住教育**
(No.31～No.41)

■ 事業主体や担い手の役割

1. 【京都府】住宅セーフティネット制度施行状況 [2025(R8. 1. 27時点)〈更新〉]

○居住支援法人の指定(法第59条関係) 47法人 ※指定権者:都道府県

名 称	業務区域	名 称	業務区域	名 称	業務区域
ホームネット(株)	府全域	(一社) GreenHand	京都市	(株)アイバード	京都市
(一社)きょうのくらし がかり	京都市	(株)ハチノジ	京都市	(合)オフィスルピナス	京都市
(有)京都くらし支援 センター	京都市	(株)フラットエージェン シー	京都市	(株)あかり	府全域
(一社)my whereabouts	京都市	(株)ホーム・ライフ	京都市	(株)都ハウジング	京都市、宇治市、長岡京市、 向日市、八幡市、城陽市、 久御山町
(一社)高齢者住宅支援 連絡会	京都市、向日市、長岡京市	(一社)京都高齢者 サポート協会	府全域	(一社)ルトレッフル	府全域
Rennovater(株)	府全域	(一社)絆	府全域	(一社)くらしの解決 研究所	府全域
(株)永都	京都市	美庄(合)	京都市、宇治市、久御山町	(株)レクスト	京都市
(株)居場所	京都市	K's S t u d i o(合)	京都市、亀岡市、向日市、 長岡京市	(同)lonear	京都市

2. 【京都府】住宅セーフティネット制度施行状況 [2025(R8. 1. 27時点) <更新>]

○居住支援法人の指定(法第59条関係) 47法人 ※指定権者:都道府県

名 称	業務区域	名 称	業務区域	名 称	業務区域
株)Y's	京都市、亀岡市、宇治市、 城陽市、京田辺市、 井手町、精華町、長岡京市、 向日市、久御山町	(一社)ひろがるエール	京都市	NPO法人アライアン ス	京丹後市、 与謝野町、宮津市
NPO法人happiness	京都市	(株)ワーカ商店	京都市、宇治市、城陽市、 八幡市、京田辺市、 久御山町	NPO法人あおのそら 協会	京都市、向日市、長岡京市 亀岡市、宇治市
(一社)最喜	京都市、向日市、長岡京市	(株)TOKISADA	京都市、綾部市、京丹波町	(株)すむ管理	京都市、向日市、長岡京市 大山崎町、亀岡市
(株)ランドスタイリン グ	京都市、宇治市、城陽市、 八幡市、京田辺市、 木津川市、 久御山町	(株)リアルスタイル	京都市	Progress(株)	京都市
(同)セブンスターズ	京都市	(一社)京都障害福祉サー ビスセンター	京都市	(一社)実のなる樹	京都市、宇治市、城陽市、 久御山町、京田辺市、 八幡市、亀岡市、南丹市
(株)ヤマショウ	京都市、宇治市、城陽市、 八幡市、久御山町	(一社)あんしん生活 協議会	精華町、笠置町、和束町、 南山城村	(株)ダイヤモンド ヘッド	京都市、向日市、宇治市、 長岡京市、八幡市、亀岡市 城陽市、京田辺市、 久御山町、精華町
(同)SHUJU	京都市	(株)703	京都市	(株)ナーシングケア M.J	京都市、宇治市、 久御山町、八幡市
ジェイリース(株)	府全域	(公財)ソーシャルサービ ス協会	京都市		

3. 【京都府】京都府居住支援協議会による取組状況<再掲>

○地域連携会議の開催

地域における地方公共団体、不動産関係団体、福祉関係団体等が連携した取組の促進として、H28年度から実施

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
福知山市	●	●	●★						
宇治市	●	●	●★	※					
長岡京市		●	●	●★	◎	◎	◎	◎	◎
亀岡市		●	●	●★					
八幡市			●	●	延期	●★			
向日市			●	延期	●	延期	●★		
城陽市				●	延期	●	●★		
京田辺市				●	延期	●	●★	◎	◎
綾部市						●	●	●★	
南丹市							●	●	●

●地域連携会議 ★住み替え相談会 ※宇治市居住支援協議会設立 ◎市独自の取組として相談会を開催

4. 【京都府】京都府居住支援協議会による取組状況

○地域連携会議（R6年度開催市：南丹市・京田辺市）

府内各市町村域の実情に応じた居住支援の取組の促進を図るため、地域の居住支援関係者※の連携を支援するための地域連携会議を開催

※「地域の居住支援関係者」とは・・・

- ・高齢者等入居サポーター等の不動産業者
- ・社会福祉協議会（実施市社会福祉協議会及び府社会福祉協議会）
- ・実施市の地域包括支援センター
- ・居住支援法人
- ・地方公共団体（府及び実施市の福祉・住宅部局）等

○内 容

- ・京都府居住支援協議会から制度概要や取組事例の情報提供
- ・居住支援活動における相談事例（意見交換）等

○高齢者等の住み替え相談会

（R6年度開催市：京田辺市・長岡京市）

地域連携会議開催地域において、より実効的な取り組みとして、連携会議参加者が相談員となり高齢者等の住み替え相談会を開催

○ 地域連携会議 開催風景



（R4年度 綾部市）

5. 【京都府】高齢者等入居サポーター登録制度＜再掲＞

○高齢者等入居サポーターの登録【H27年度～】

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、民間賃貸住宅の賃貸人及び民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等に対する助言並びに安心居住を推進する各種制度の情報提供等努める高齢者等入居サポーターを登録。

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
登録数(名)	40	45	54	52



6. 【京都府】京都府府営住宅ストック公民連携活用事業

○事業目的

府営住宅空き住戸等の利活用について、民間事業者等から提案を募り、子育て支援、地域活性化、産業成長等の公益性のある利用に供することにより、収入確保をはじめ府有資産の有効活用や団地コミュニティの活性化、ひいては府民サービスの向上・施策効果の拡大を図る。

○対象者

提案の実施主体となる意思と能力がある者

⇒民間事業者、市町村、NPO、各種団体など、法人・個人、営利・非営利を問わず応募

○募集する提案内容

① 府民サービスの向上・施策効果の拡大に資する公益的な利活

② 団地自治会が行う諸活動への協力

○活用できる府営住宅ストック

概ね2年以上の長期間応募がない空き住戸等

※団地入居者の日常生活に支障がないこと、団地自治会と事前協議することなどを活用要件としている。

7. 【京都市】民間事業者と連携した市営住宅の若者・子育て世帯向けリノベーション事業
「愛称:こと×こと」＜再掲＞

○概要

- ・市営住宅の空き住戸を、若者・子育て世帯向けにリノベーション
- ・民間事業者の資金・ノウハウを活かして整備
- ・子育て世帯が住みやすい設計に配慮
- ・若者・子育て世帯の更なる定住・移住の促進及びコミュニティ活性化

令和5年5月～開始
全国初の取り組み



【実績】 決定戸数

京都市のホームページより引用

区名	R5第1回	R5第2回	R6第1回	R6第2回	R7第1回	合計
山科区	18	15	0	21	25	79
伏見区	0	5	19	31	20	75
右京区	8	11	11	0	5	35
西京区	2	5	0	0	0	7
南区	7	0	0	0	0	7
北区	0	4	0	0	0	4

(R7.7.1時点)

8. 【参考】【京都市】既存住宅のすまい探しやリフォーム等に関する相談体制＜再掲＞

○京都市すまいの事業者選定支援制度
(安すまパートナー選定支援制度)

【制度概要】

京都市内で既存住宅の購入・改修を検討されている方に対して、すまい探しやリフォーム等に詳しく、安心して相談ができる市登録の事業者(「安すまパートナー」)の情報提供等を行い、市民の事業者選定を支援

【登録事業者】

不動産事業者、建築士事務所、工務店、瓦・板金事業者

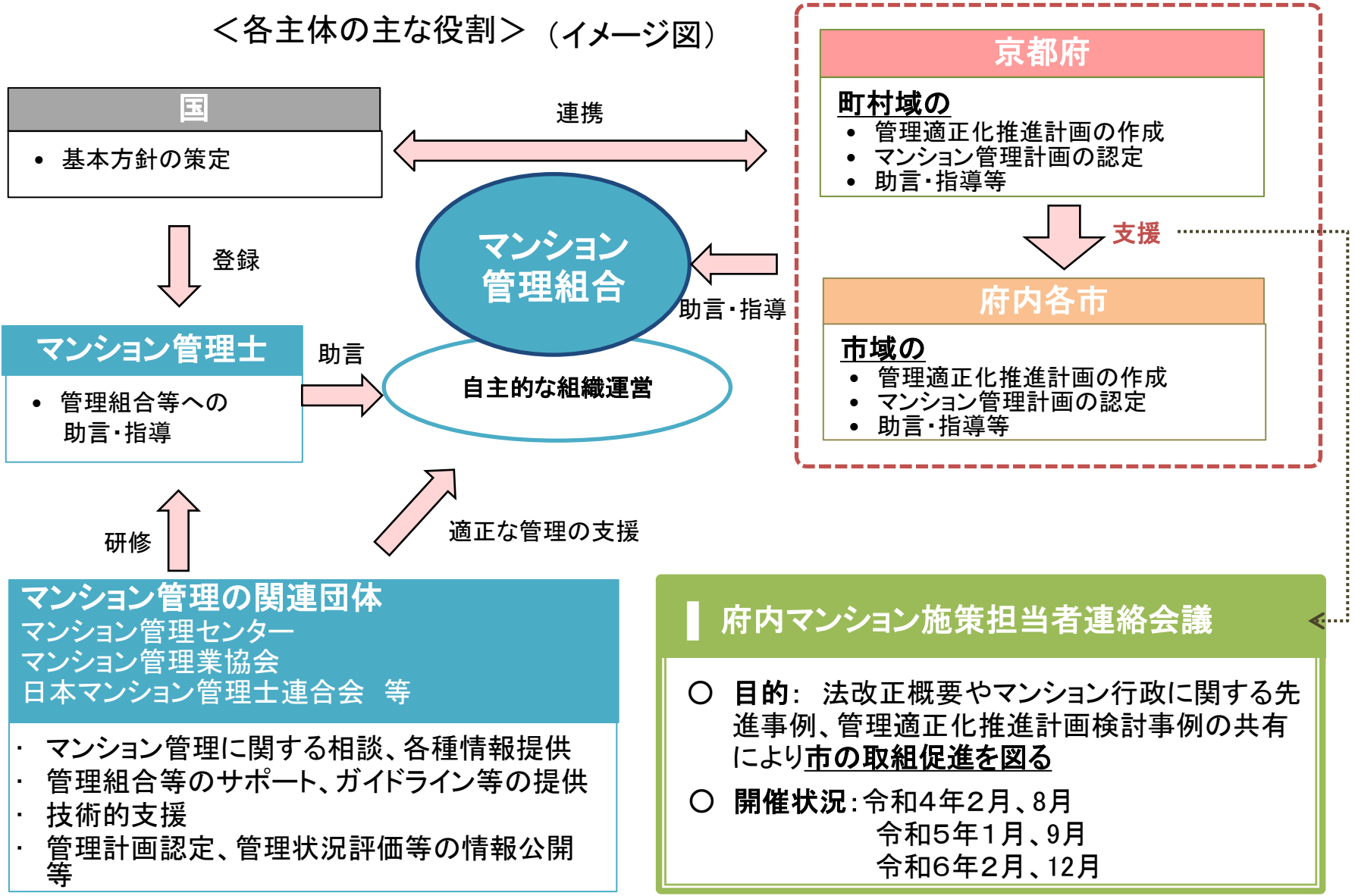
※京都市内に事業所設置、公益性や実績等の要件を満たし、講習会を受講した事業者

【登録状況】(R7.9時点)

業種	事業者数(社)
不動産事業者	23
建築士事務所	24
工務店	26
瓦・板金事業者	24

9. 【京都府・市】マンション管理に関する府と市の役割<再掲>

＜各主体の主な役割＞（イメージ図）



10. 【京都市】マンション管理の適正化に関する取組み(その1) <再掲>

■分譲マンション管理アドバイザー派遣

マンションの適切な維持管理等の管理組合の取組を支援するため、分譲マンションの管理運営、大規模修繕の進め方等に関するアドバイザー(マンション管理士等)を派遣

【派遣回数】

最大4回まで(1回あたり90分程度)

【費用負担】

派遣1回あたり2,000円(交通費相当)

【派遣実績】

年度	件数	派遣回数
2020(R2)	10	23
2021(R3)	8	28
2022(R4)	11	24
2023(R5)	11	21
2024(R6)	12	32

■管理計画認定事前チェックサービス

マンション管理認定計画をより多くのマンションに受けてもらえるよう、京都府マンション管理士会に所属するマンション管理士が、管理計画認定申請の際に必要な書類をチェックし、認定基準の16項目ごとに適合状況を確認するサービス

事前チェックの結果で気になる項目や不適合箇所の見直しを希望する場合は、「京都市分譲マンション管理アドバイザー派遣」を併用し、結果の解説を受けることも可能

【費用負担】無料

※「京都市分譲マンション管理アドバイザー派遣」を併用する場合は、派遣1回当たり2,000円を負担

【件数】

年度	件数
2023(R5)	10
2024(R6)	7

11. 【京都市】マンションの再生の円滑化の推進 〈再掲〉

○おせっかい型支援(高経年マンション専門家派遣事業)

(1) 事業対象 「要支援マンション」及び「要支援予備マンション」

(2) 実施形態 NPO法人マンションサポートネットへの業務委託

※マンション管理士、建築士及び法律職等、マンション管理支援に必要な幅広い専門知識を有する人材が所属

(3) 委託概要

(ア) 専門家派遣

要支援マンションを対象に、マンション管理士、建築士、司法書士等を派遣し、管理組合運営の適正化に向けた支援を実施する。専門家を派遣するマンションは京都市・NPO法人の双方協議のうえ対象マンションの中から10マンション程度を選定し、外部役員派遣と合わせて合計50回程度(1回2時間程度)を派遣

(具体的内容)

- ・ 会計業務の適正化に必要な助言及び実務支援
- ・ 区分所有権や相続・登記等の権利関係の問題解決等

(イ) 外部役員派遣

要支援マンションのうち理事会の運営に支援が必要なマンションを対象に、外部役員として専門家を派遣し、管理組合の運営に関する実務を担いながら、原則として2カ年以内に区分所有者が主体的に判断し、管理組合を運営できるよう誘導

(具体的内容)

- ・ 理事会、専門委員会及び総会の運営
- ・ 建物の劣化状況に応じた修繕計画の策定、工事に向けた合意形成等

(ウ) 現状把握(ヒアリング・外観調査)

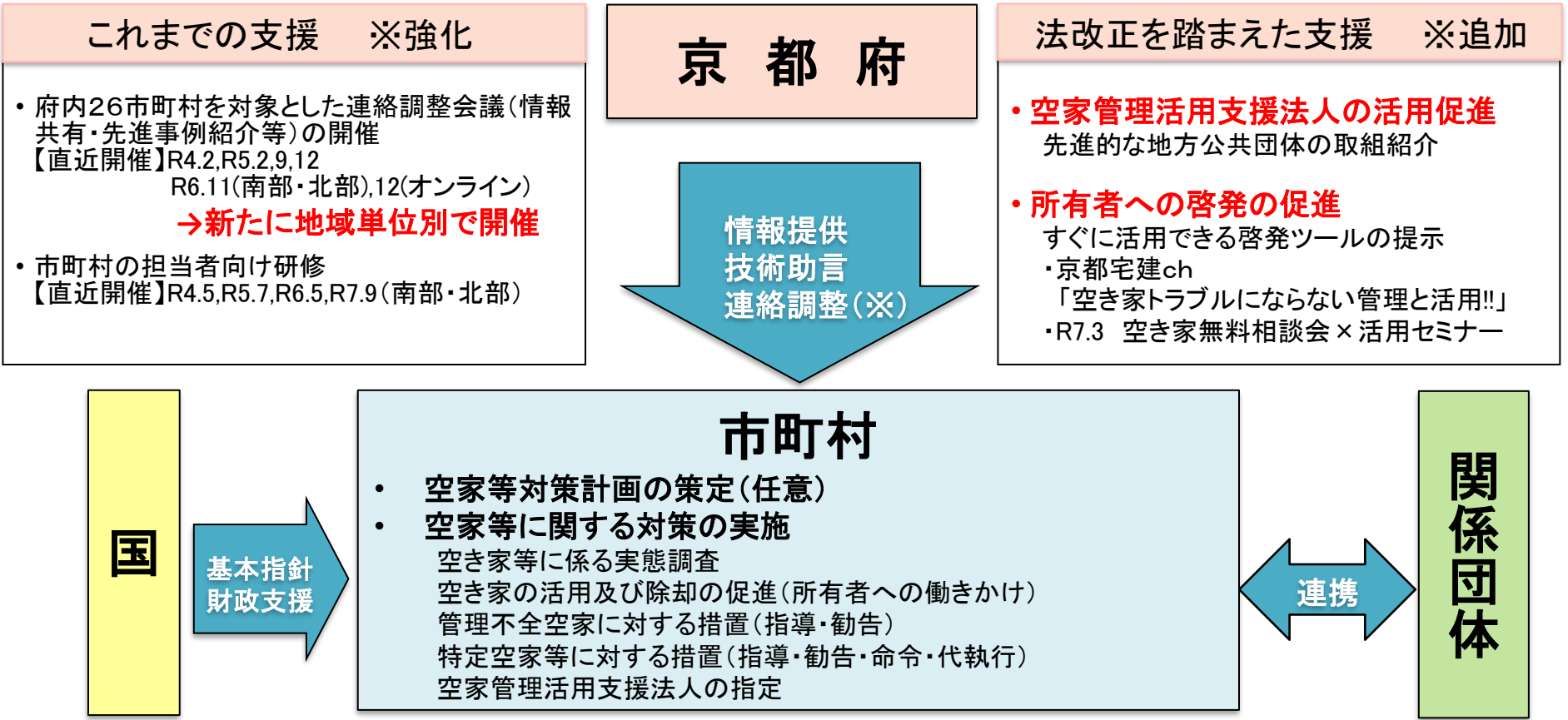
契約年度の末までに、要支援・要支援の予備マンションの全てを対象に、マンション管理士、建築士等により各マンションの現状(改善・悪化)状況を把握し、グループの再分類を行う

12. 【京都府・市町村】空家等対策に関する府と市の役割<再掲>

京都府の役割

- 空家等対策の推進に関する特別措置法 第4条(地方公共団体の責務)
- 1 市町村は、空家等対策計画の作成、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。
 - 2 都道府県は、空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(イメージ図)



13. 【市町村】空家等対策による取組み(その4)〈再掲〉

○空家等管理活用支援法人

空家等対策の推進に関する特別措置法 第23条第1項

市町村が、空家の活用や管理に取り組むNPO法人、社団法人、会社等を「空家等管理活用支援法人」に指定。当該法人が所有者への相談対応や、所有者と活用希望者のマッチングなどを行う。

【空家等管理活用支援法人の指定状況（R7.9.30時点）】

市町村	指定日	支援法人名	支援法人の属性				
			NPO	社団	財団	会社	その他
京都市	2024/4/30	(公社)京都府宅地建物取引業協会		○			
	2024/4/30	(一社)京都府不動産コンサルティング協会		○			
	2024/4/30	(NPO)京町家再生研究会	○				
	2024/4/30	(公社)全日本不動産協会		○			
	2024/4/30	(公財)日本賃貸住宅管理協会			○		
伊根町	2025/4/1	(同)GURI				○	
	2025/4/25	(株)沢田電気				○	

14. 【京都府】自立型再生可能エネルギーの導入推進＜再掲＞

○京都再エネコンシェルジュ認証制度

家庭で導入できる再エネを提案する方を、「京都再エネコンシェルジュ」として認証し、府民からの太陽光発電、太陽熱温水器及び薪・ペレットストーブなどの家庭で導入できる再生可能エネルギーの導入に関する相談に対応するとともに、府民に対して積極的に適切な設備導入の提案を行う。

【認証実績】※各年度の4月1日時点

年度	認証者
2020(R2)	184
2021(R3)	170
2022(R4)	206
2023(R5)	209
2024(R6)	215
2025(R7)	187

15. 【京都府・市町村】住宅の耐震化支援(その2) <再掲>

○京都府木造住宅耐震診断士派遣事業(木造住宅)

京都府木造住宅耐震診断士を市町村が派遣して耐震診断等を実施

【対象住宅】(以下のすべての条件を満たすもの)

- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・木造住宅で、延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの
- ・自己診断の結果、倒壊等の危険性が高いもの

【耐震診断実績】

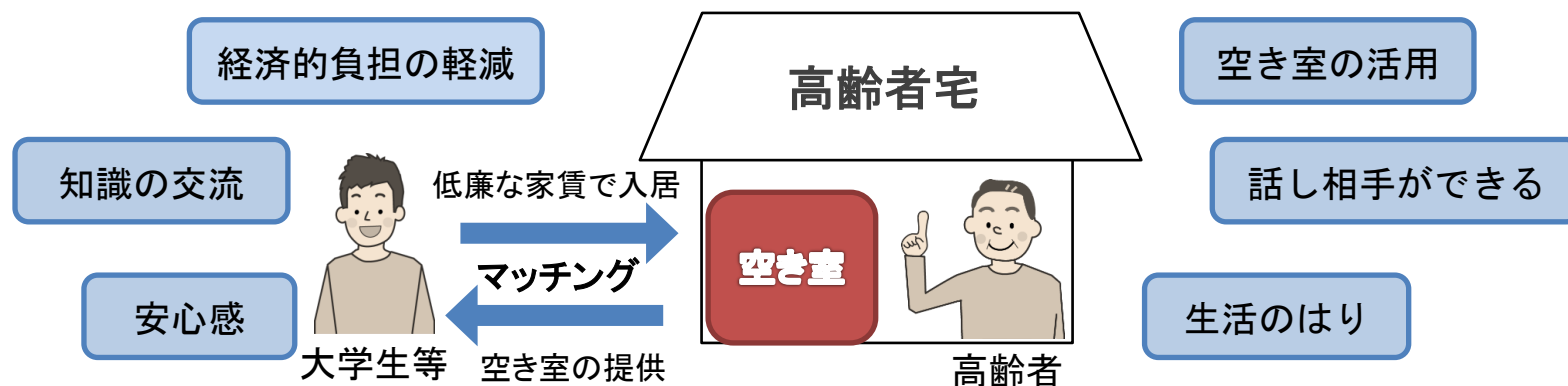
年度	戸数(戸)
2020(R2)	327
2021(R3)	312
2022(R4)	439
2023(R5)	452
2024(R6)	1,077

■ 地域特性の発揮

16. 次世代下宿「京都ソリデール」事業

○事業概要

大学生等へ低廉で質の高い住宅の確保と自室の一室を提供する高齢者との交流を図る異世代同居マッチングシステム



○同居実績（延べ70組）

○新規同居

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2021(R5)	2022(R6)
新居同居(組)	9	13	8	2	3

同居者内訳 高齢者 女性単身36世帯、夫婦世帯30世帯、男性単身4世帯
 大学生等 女子43人、男子27人

17. 八幡市男山団地における地域と一体となった団地の再生(その1)

OUR男山団地再生事業

関西大学、UR都市機構、八幡市、京都府の4者は、「住みたい、住みつづけたい、男山」を目指して、平成25年10月に「男山地域まちづくり連携協定」を締結し、10年以上に渡り男山地域の再生に取り組んでいる。

【UR男山団地の概要】

交通	京阪本線「樟葉」駅から京阪バス約8分 京阪本線「石清水八幡宮」駅から京阪バス約11分 「中央センター前」下車他	所在地	京都府八幡市男山竹園 他
構造	鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造 5・8・10・11・14階建(147棟)	管理戸数	4,594戸
完成年月	1972(S47)年3月～1976(S51)年7月	住戸型式	1R～3DK



男山団地外観



リノベーション住戸



団地集会所活用イベント

18. 八幡市男山団地における地域と一体となった団地の再生(その2)

2021(R3)

- ・関西大学外国語学部との多文化共生に向け協働した取組を開始

2022(R4)

- ・UR男山団地の集会所を活用し、ベトナムの言語、文化に触れる多文化共生のイベントを開催

2023(R5)

- ・過去に実施した関西大学によるUR住戸リノベーションの住まい方調査を実施したほか、調査内容をまとめたリーフレットを作成

2024(R6)

- ・UR男山団地内において「モルック」と通したコミュニティ形成を目的に、団地自治会と協働したモルックイベントを開催

2025(R7)

- ・関西大学、UR都市機構、八幡市、京都府の4者によるUR男山団地内の緑道活用を始め団地の魅力向上を目的としたイベント「緑道よりみちマルシェin男山」を開催



「緑道よりみちマルシェin男山」の様子

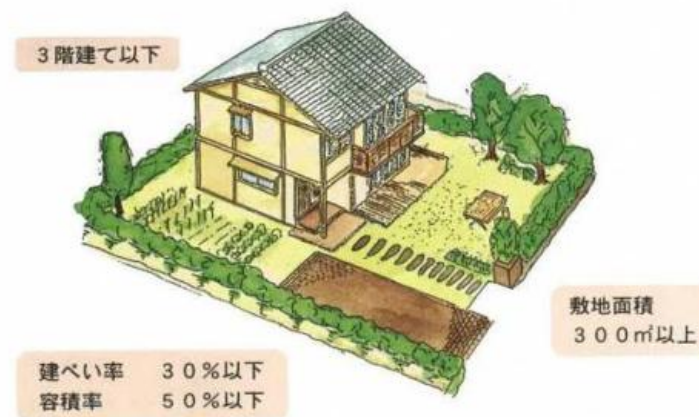
19. 久御山町における優良田園住宅の建設の促進

○優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成10年法律第41号)に基づくもので、国民が健康的でゆとりのある生活を送ることができるよう、農山村地域等において優良な住宅の建設を促進することを目的とする

○優良田園住宅

農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然環境を形成している地域に所在する一戸建の住宅で、一定の基準※を満たすもの

※敷地面積300㎡以上、建蔽率30%以下、
容積率50%以下、3階建て以下のものなど



(出典:国土交通省HP)

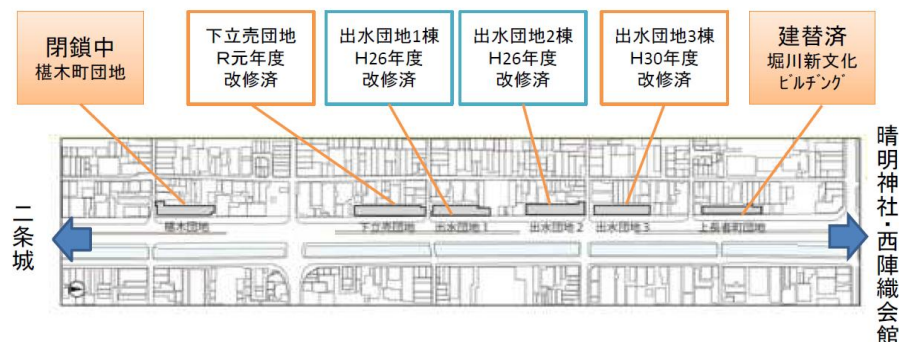
○久御山町では、平成31年4月に基本方針を策定

○建設計画の認定実績はないが、基本方針において、現時点では、久御山町都市計画マスタープランにおける「住街区促進ゾーン」と同区域を優良田園住宅対象区域として計画

20. 堀川団地における伝統産業の振興と商店街活性化が一体となった団地の再生

○堀川団地再生事業

日本初の鉄筋コンクリート造の店舗付集合住宅である堀川団地においては、築60年以上が経過し、老朽化が著しく、耐震性が劣ることから、4棟改修、2棟建替の再生方針を決定し、「アートと交流」をテーマに、賑わいと活力のある団地づくりに取り組んでいる。



○令和4年度より「アートと交流」をテーマに堀川・西陣地域、堀川商店街活性化を目指し、様々な展覧会やイベント、ワークショップ等を開催

2022(R4)

○西陣の綴織職人さんを講師に招き、親子ワークショップを開催

2024(R6)

○堀川、堀川商店街、西陣地域で活動している人、団体によるトークセッションの開催



21.【京都府・市町村】空き家の活用による移住促進(その1)

<再掲>

○移住促進特別区域の指定

市町村と連携し、空家及び農地の活用による移住者の受入に積極的な地域へ移住支援を実施
【指定状況(累計)】

年度	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
指定市町村(区域)	16(103)	16(103)	16(114)	16(118)

○登録空家マッチング成立数

府の登録する空家(市町村から府へ申請)が入居に至った件数

【マッチング実績】

年度	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
件数	132	126	119	131

○移住促進住宅整備事業(京都で「夢実現」住まいづくり事業)

移住者が登録空家を賃借又は購入し、自ら居住する目的で行う改修を支援(府1/2)

【補助実績】

年度	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
件数(補助額)	73 (63,715千円)	86 (75,182千円)	73 (64,912千円)	93 (81,621千円)

22. 【京都府・市町村】空き家の活用による移住促進(その2) <再掲>

○空家流動化促進事業

移住促進特別区域の空き家について、所有者が移住者を居住させるために家財道具の撤去などを行う場合、その撤去費などを補助(市町村間接補助)

【補助実績】

年度	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
件数(補助額)	73 (3,617千円)	79 (3,945千円)	73 (3,635千円)	68 (3,400千円)

(参考1) 「こだわりの住まい」まちづくり事業(京都で「夢実現」住まいづくり事業)

市町村が行う移住者の確保を目的とした住宅整備(新築・改修等)を支援(府1/2)

【補助実績】

年度	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
件数(補助額)	0(0千円)	0(0千円)	—	—

(参考2) 企業連携移住促進事業(京都で「夢実現」住まいづくり事業)

企業等が行う移住者の確保を目的とした住宅整備(新築・改修等)を支援(府1/2)

【補助実績】

年度	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
件数(補助額)	1(600千円)	10(6,000千円)	1(600千円)	4(2,400千円)

23. きょうと地域連携交付金

○事業概要

府と市町村、市町村相互の連携を強め、一体となった地域づくりを推進していくため、市町村が取り組む事業を支援

○交付対象事業

- ①府の施策との相乗効果を発揮し、共に地域課題の解決に取り組む市町村の独自事業
- ②連携協約・協定等に位置づけられた市町村間の連携事業
- ③市町村における行財政コスト削減・効率化に資する事業 等

○実績

年度	交付実績(件)
2020(R2)	547
2021(R3)	560
2022(R4)	531
2023(R5)	543

24. 南丹市地域定住促進拠点施設整備事業

○事業概要

空き家を活用し、地域団体が移住者向けのお試し住宅(短期間居住または滞在する施設)など定住促進拠点施設とするために必要な改修を行う場合、その改修費を補助

○対象者

複数の区(自治会)により構成された地域団体

○補助金額

改修費に対して2/3以内(1物件300万円以内)

○実績

年度	定住促進拠点施設
R4	お試し住宅・地域交流スペース 「吉富お試しハウス・プロジェクト」

25. 京町家の保全及び継承の推進

○京都市京町家の保全及び継承に関する条例
歴史都市・京都の歴史、文化並びに町並みの象徴である京町家の保全及び継承を、多様な主体との協働の下に推進していくことを目指し、平成29年11月に制定

※ 京町家の取壊しの危機を事前に把握し、保全・継承に繋げる仕組みや、条例に基づく京町家や区域の指定制度を盛り込んだ条例

条例に基づく主な取組
京町家の保全・継承に係る協議
京町家の解体に係る届出
条例に基づく京町家や区域の指定

○京都市京町家保全・継承推進計画
京町家の保全・継承に関する取組を総合的かつ計画的に実施するため、京都市京町家保全・継承審議会での審議を踏まえ「京町家保全・継承推進計画」を平成31年2月に策定

計画に基づく主な取組	内容
指定京町家改修補助金	京町家の保全・継承に必要な改修工事にかかる費用の一部を補助
京町家なんでも相談	京町家の改修・活用・相続等、様々な相談を受け、必要に応じて専門相談・活用提案を実施

令和6年度に京町家の状況調査を実施し、滅失に歯止めがかかっていない状況を確認したため、現在、計画改定に向け議論を進めているところ。

26. 地域特性を活かしたまちづくり活動の促進

○まちづくりフォーラムの実施
京都府景観条例制定後の景観まちづくり団体の活動報告や課題共有、府民啓発等を目的に実施

年度	市町村	フォーラム内容
R4	京田辺市	「にぎわいが生み出すまちなか景観の可能性」

※令和2年度はコロナのため開催中止

○景観アドバイザーの派遣
府民が取り組む景観まちづくり活動に対して、景観に関する専門的な知識、資格、経験を持つアドバイザーを派遣(計23名)

27. 京都府景観資産登録制度

- ・ に関する資源の発見、共有、発信と地域力の再生や良好な景観形成に向けた地域の活動支援と顕彰を目的と地域の良好な景観にした制度
- ・ 類似制度を有する京都市を除く府域全域で適用

登録対象・基準等

登録対象	○良好な景観を形成している、又は、形成していくと認められる建造物、樹木その他の物件又はこれらを含む区域 <対象イメージ> ①建築物・工作物等の単体施設 ②まちなみ、集落、田園等の面的対象 ③眺望景観（特定の視点場からのパノラマ景観）
登録基準	①自然、歴史、文化等からみて景観上の特徴を有し、地域の良好な景観の形成に重要なもの ②道路等の公共の場所から容易に眺めることができるもの
規制事項	現状改変等についての条例上の規制事項はなし

支援策等

登録前		■景観アドバイザーの優先派遣 ・ 保存活用計画書の作成時及び登録後の保全活動に関する取組についての助言及び支援 ■景観資産に係る情報発信、共有 ・ ホームページへの掲載、一定数集積した段階で冊子作成、景観資産をテーマとするシンポジウムでの紹介やパネリストでの参加等
登録後	府景観施策	
	関連施策	■府・市町村の関連施策の活用 ・ まちづくり交付金（国、市町村未来づくり交付金（府）の活用） ・ 市町村広報誌等でのPR並びに農林、観光及び文化財等の関連制度の活用 等

景観資産のイメージの一例



交流による農山漁村の活性化の取組みを通じて集落、田園景観を保全。



地域の団地が中心となり、植栽の管理やイベントを実施。積極的にPRしていきたい。



歴史的資産の保存活用を通じた地域振興とアイデンティティの確立。



道路、河川、公園等の美化・清掃活動。
良好な景観形成に一役買っています。



地域の歴史・文化的建築物が映し出すシンボル景観。施設の活用を通じた保存に取組み。



現在の景観は良くないが、まちなみ景観の再生に向け、地元協議会で取組。



市町村の景観100選を府レベルでも位置づけ。



景観を楽しめる観光スポットとしてPR。



産業振興と景観との両立。



イベントと一体となったハシの風物詩を情報発信。



隠れた景観資源の発掘と発信。



住民活動と一体となった景観関連の市町村の取組を発信。







地域の景観形成を先導する京都府や市町村等の公共施設整備

28. 街なみ環境整備事業

〇事業概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して美しい景観の形成、良好な居住環境の整備を行うことを支援する事業

〇城下町・港町の風情と人情溢れる景観まちづくりを実施(宮津市)

【事業地区】

宮津市街地・文珠・府中地区

【事業期間】

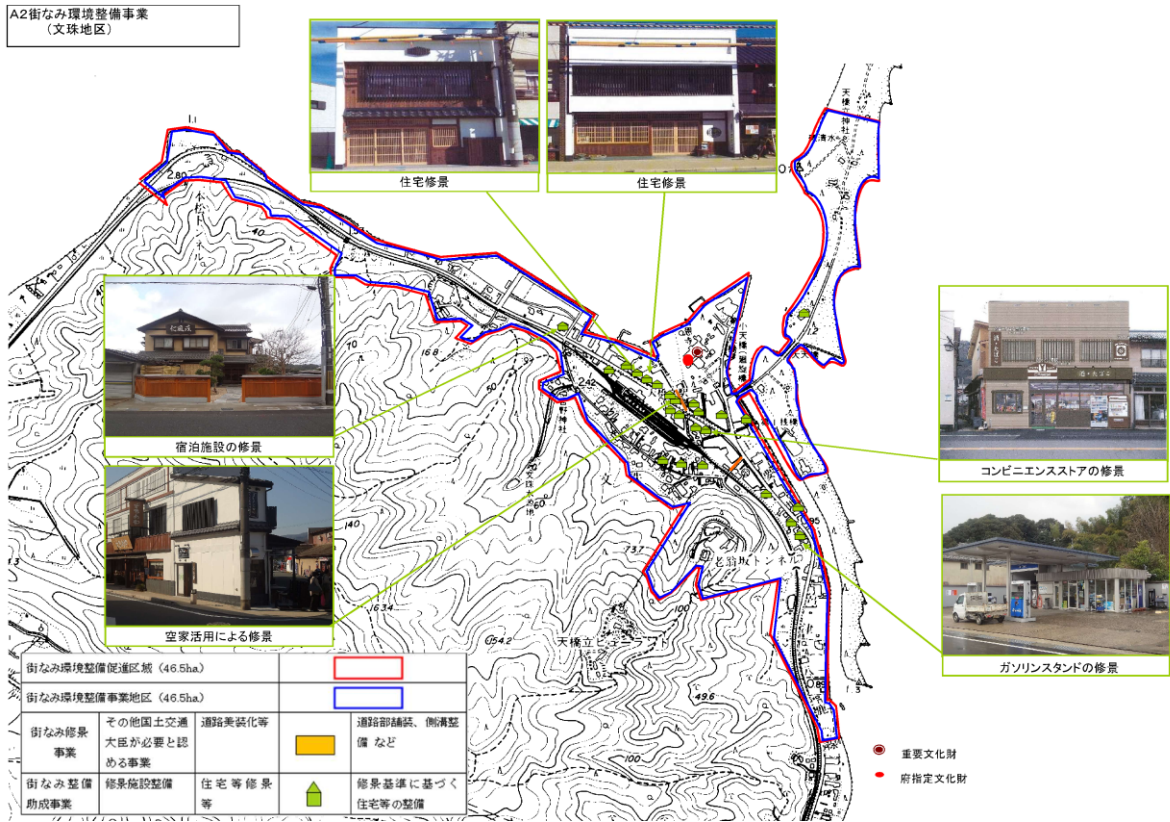
平成23年度～令和7年度

【実施事業】

- ・協議会活動助成
- ・街なみ整備事業
(道路美装化、側溝整備、
街路灯修景 等)
- ・街なみ整備助成事業
(建物外壁・外構等の修景整備)

【総事業費】

約6.84億円



29. 堀川団地における外観デザインコントロールや京都モダン建築祭での公開

○マスターアーキテクトによる外観デザインコントロール

マスターアーキテクト※を設定し堀川団地全体の外観デザインコントロールを行うことにより、外観デザインの統一感、堀川通りにおける街並みの調和を図るため、堀川団地再生に係る外観デザインガイドラインの策定

※広域に及ぶ建築物を複数の設計者がデザインする際に、デザインコントロールする建築家
2020(R2)

・令和2年以降、空店舗に新規出店者が入居する際に、デザインガイドラインを元に配慮

【堀川通に面するデザインコントロール】

- ・壁面の位置は柱の中心を外壁ラインとしてセットバック
- ・1階の外壁は壁面全長の8割以上を開口部または、
開口部表現となるようにする

2021(R3)

・上長者町団地跡地に大垣書店を建設



大垣書店 堀川新文化ビルディング店

○京都モダン建築祭での公開

2022(R4)～

・堀川団地のガイド付き見学ツアーやパスポート公開などを実施し、建築文化の醸成に貢献

30. 京都府総合計画8つのプロジェクト

府域の均衡ある発展を図るためには、府域で進む基盤整備の効果を活用するとともに、市町村単位を越えた広域連携の取組が重要

1 産業・物流 広域連携プロジェクト

大学、企業、研究機関の集積と連動した、新たなオープンイノベーションや物流網の核を各地に創造するとともに、国内外からの人材流入を促進する広域連携に府域全域で取り組みます。



TANGO OPEN CENTER

主要な方策

- 府内各地における産業創造リーディングゾーンの形成

- シルクテキスタイル産業
- クロスメディア産業
- 脱炭素産業
- フードテック産業
- 環日本海物流促進
- 新名神・近未来都市形成
- ヘルス・スポーツ産業
- アート&テクノロジー

2 環境 広域連携プロジェクト

環境団体や大学、産業界などとの多様なパートナーシップを生かし、カーボンニュートラルの実現、自然環境の保全と継承、新技術による3Rの推進など、環境・経済・社会の好循環を創出する広域連携に府域全域で取り組みます。

主要な方策

- 地域資源を生かした持続可能なまちづくりを支援し、府内各地にゼロカーボン地域を創出
- 産学公が連携し、水素などの新技術や3R技術等の活用による地域課題解決を推進 など



水素で動く燃料電池フォークリフト（FCFL）・移動式水素ステーション

3 文化・スポーツ 広域連携プロジェクト

京都の長年の歴史の中で培われてきた地域資源を生かしつつ、文化庁と連携して新たな価値を創造するとともに、暮らしに根付いた文化やスポーツを通じ、新しい文化や交流を創造することで人々の絆を核にした交流の好循環を起こす広域連携に府域全域で取り組みます。

主要な方策

- 伝統産業や生活文化等に加えて、音楽や舞台芸術などの様々な文化芸術を京都中で体験できる取組を集中的に開催
- プロスポーツチームと連携した交流事業やトップアスリートのプレーを身近に触れることのできる機会の提供 など



伝統文化の舞舞台（吉原太刀振り）

4 観光・交流 広域連携プロジェクト

京都の多彩な魅力によって、観光客、研究者、ビジネスパーソンなど国内外から多彩な人材を惹きつけ、地域の持つ課題や強みとマッチングすることで、広域的な新たな交流と連動した地域づくりの活性化につなげる広域連携に府域全域で取り組みます。

主要な方策

- オープン工房・オープンファームなど新しい産業観光の推進
- 都市と田園が共存する強みを生かしたミニMICEの誘致
- 関係人口が地域と連携して活動できる拠点や定期的な交流できる仕組みの構築



観光農園でのイチゴ収穫体験

5 京都府北部地域連携都市圏 広域連携プロジェクト

京都舞鶴港や高速道路網の基盤整備を進めるとともに、豊かな自然環境や産業集積地が共存する強みを生かした産業拠点の形成を図り、コミュニティが連携・協働する、職住一体型の生活圏をめざした取組を続けていきます。



舞鶴国際ふ頭II期整備施工箇所

主要な方策

- 世界最高レベルのシルクと染めの技術を活用したテキスタイル産地の形成
- 京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会と連携した産学公連携コンソーシアムの設立と人材育成、産業のステップアップ など

6 南丹地域スポーツ&ウェルネス&ニューライフ 広域連携プロジェクト

府立京都スタジアムや京都トレーニングセンター等との連携を進め、地域の豊かな自然も生かした日本有数のスポーツ健康エリアとしての基盤を生かし、地域の各大学とも協働したスポーツ&ウェルネスの産学公実証を核にした地域づくりを進めます。

主要な方策

- スポーツ、食や癒しによる健康長寿づくりの先進モデル地域づくり
- スポーツ&ウェルネス、フードテック産業などクロス産業集積エリアの創出
- 都市生活と田園生活がそれぞれ味わえる生活圏の創造 など



府立京都スタジアム



整備が進む新名神高速道路 城陽JCT・IC付近（NEXCO西日本提供）

7 京都府南部イノベーションベルト 広域連携プロジェクト

産業、大学・教育機関や研究機関が集積する強みを生かして、イノベーションの相乗効果により新たな産業や価値を生み出し、京都の成長エンジンとなる地域をめざします。

主要な方策

- 多くの大学や、日本を代表する企業が集積する強みを生かし、京都の文化を生かしたアートとテクノロジーが融合した産業や人材の育成
- 関西文化学術研究都市等の研究機関と連携し、新名神周辺エリアで、ゼロエミッション、自動走行などの先端技術を盛り込んだ近未来都市を形成 など

8 グレーターけいはんな 広域連携プロジェクト

関西文化学術研究都市への研究機関等の集積を生かし、世界の最先端研究と交流する、オープンイノベーションの起り続ける都市づくりを進めます。

主要な方策

- 関西文化学術研究都市における高次研究機関の集積を生かし、地域の人々が幸福を感じる「サステナブルスマートシティ」の実現をめざした新たなイノベーションの創出
- 都市と田園が共存するエリアでの新たなライフスタイルを取り入れた、企業・起業家・ベンチャー等の誘致促進 など



関西文化学術研究都市

■ 住情報の提供・住教育

31.すまいと防災を学ぶ耐震啓発イベント

○耐震フェア

京都府と各市町村が連携し、府民に向けて住宅の耐震化を促進するために開催している啓発イベントで、住宅の耐震診断や耐震改修の必要性を伝えながら、専門家相談や展示を通じて地震への備えを促す取り組みとして実施している。

■実施内容(耐震フェア 2025 in MOMOテラス)

京都府、京都市、周辺市町が共同で開催

- ・建築専門家による耐震化の無料相談
- ・耐震診断の申込み相談(主催市町の住宅が対象)
- ・展示(パネル・パンフレット・啓発マンガ、活断層地図、木造軸組模型等)
- ・体験コーナー(模型を使った地震再現、「紙ぶるる」などのワークショップ)
- ・防災展示(感電ブレーカー、家具転倒防止器具、災害備蓄物資の配布等)

32.出前語らいによるすまいの耐震啓発の取り組み

○出前語らい

府政の透明性向上と府民参画を促すため、府職員が地域に出向き施策の説明や意見交換を行う取組。重点施策から身近な暮らしの内容まで405のテーマが用意され、府職員が直接説明し疑問に答える。

■実施内容(R6.建築指導課)

耐震診断事業及び耐震改修工事について

- ・能登半島地震の被害状況
- ・当該開催市における地震被害想定
- ・木造住宅の耐震化に関する補助メニュー



33. 住まいに関する基礎的知識・知恵や環境への配慮など京都らしい暮らし方を学ぶ機会の提供

○京都市安心すまいづくり推進事業

京都市では、住まい方及びくらし方に関する知識を広め、良好な居住環境づくりを目指す「京都市安心すまいづくり推進事業」の一環として、すまいについて学んでいただく講座「すまいスクール」や相談会を実施（京都市主催）

【講座・相談会開催実績】

年度	交付実績(件)
2020(R2)	5
2021(R3)	4
2022(R4)	3
2023(R5)	4
2024(R6)	5

34. 京都府住宅供給公社への住宅相談業務委託

○住宅相談事業

府民から寄せられた住宅に関する疑問やトラブルに係る様々な相談に対し、

相談窓口(府住宅供給公社へ委託)の相談員が問題解決に向けた適切なアドバイスを行うとともに、弁護士、建築士がより専門性の高い相談内容についても対応

【一般相談】

月曜日～金曜日の9:00～12:00 / 13:00～17:00

【相談料金】

無料

【弁護士相談】

毎週木曜日の13:30～16:30(要予約)

【建築士相談】

毎月第3水曜日の13:30～16:30(要予約)

35. 京都市のすまい相談窓口

○京(みやこ)安心住まいセンター

京都市が設置する住まいのワンストップ総合窓口で、安心・安全な住まいづくりを支援するための相談や情報提供を行う機関。

賃貸・売買・建築・リフォーム・マンション管理など、幅広い「すまいの相談」を受け付け、必要に応じて専門家による無料相談につなぐ。

また、耐震・省エネ支援や高齢者の住まい探しなども実施。

【開館日時】

水・第3火曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月4日)を除く、9:30～17:00

【相談料金】

無料

【建築士・弁護士相談】

あり

36. (参考) 京都府内の相談所・センター概要

	住宅リフォーム・ 紛争処理支援セ ンター	京都府宅建業協 会	京都弁護士会	法テラス京都	京都府消費者 生活安全セン ター
相談日時	月～金 10:00-17:00	＜本部＞ 毎週金 13:00-15:30 ＜北部＞ 第1・第3金 13:00-15:30	月～金 9:15-12:00/13:00- 16:30	法テラス京都 月・水～金 10:00～15:05	月～金 9:00-16:00
相談対応	電話	電話、来所	来所	電話、来所	電話、来所、 メール、LINE
相談料金	無料	無料	有料	一部無料	無料
弁護士 相談	あり	なし	あり	あり	あり
建築士 相談	あり	なし	なし	なし	なし

37. (参考)住宅確保要配慮者に対する相談窓口

○住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するための支援事業※を行う法人又は会社を、知事が指定(法第59条)

※①登録住宅の入居者への家賃債務保証

② 賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談

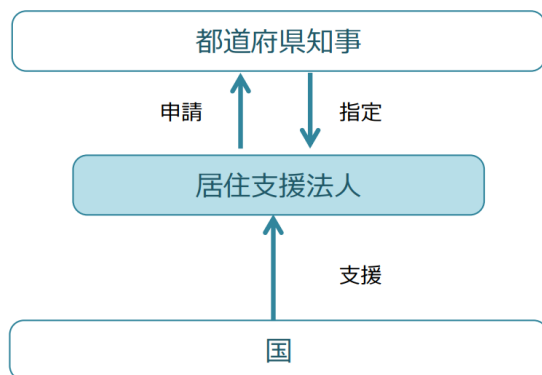
③ 見守りなど要配慮者への生活支援

④ 賃貸人への賃貸住宅の供給の促進に関する
情報提供

⑤ 残置物処理等(モデル契約条項を活用して実施)

⑥ ①～⑤に付帯する業務

【指定実績】 47法人(R8年2月現在)



※国土交通省HPより

○高齢者等入居サポーター

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、民間賃貸住宅の賃貸人及び民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等に対する助言並びに安心居住を推進する各種制度の情報提供等努める高齢者等入居サポーターを登録(H27年度～)

【登録要件】 ・宅地建物取引業等の従業者
・趣旨に賛同し、「誠実に相談者に対応する」等の宣言書を提出

【登録実績】 72名(R7年12月末現在)



38. 住教育支援の取組(京都市)

○住教育支援のための教材貸出

(京(みやこ)安心住まいセンター)

京都市内の小・中・高等学校における、住分野教育を支援することを目的に、授業等で使用する教材の貸し出しを行っている。

【貸出件数】

年度	交付実績(件)
2020(R2)	9
2021(R3)	10
2022(R4)	12
2023(R5)	4

39. 住まいに関する情報提供の取組(京都市)

○京(みやこ)すまいの情報ひろば

京都市のすまいに関する情報を集約したウェブサイトで、家の新築・購入・リフォームや分譲マンション管理に関する基礎知識、イベント情報などを掲載。京(みやこ)安心住まいセンターとさまざまな団体が住まいに関する情報を発信し、人と住まいをつなぐ情報広場として運営されている。

京(みやこ)すまいの情報ひろば

京のすまいをつくる団体ページログイン

HOME すまいの学び すまいの支援制度 すまいの相談窓口 すまい探し イベント情報 すまいづくりコラム 京のすまいをつくる団体

京都に住み続けるために

京安心すまいセンターと京のすまいをつくる団体が発信する情報サイト

すまいについて知りたい方 すまいをお探しの方 支援制度をお探しの方 事業者をお探しの方

すまいの基礎知識 相談窓口一覧 すまいの探し方 京都らしいすまい・すまい方 補助金 専門家の派遣制度 中古住宅探し・リフォームをサポート

事業者検索

中古住宅探し・リフォームをサポート

分譲マンションに、住もう！

子育て世帯のすまい

京都で子育て

新着情報

2025年04月01日

【令和7年度受付中！】京都安心すまい応援金！一京都市子育て世帯既存住宅取得応援金一 京安心すまいセンター

2026年02月05日

安すまパートナーってどんな事業者さん？！【建築関連事業者さん編：その①】

40. 悪徳商法等への注意喚起(近畿県内自治体)

近畿圏内の自治体(2府4県および各市区町村)は連携し、高齢者や若者を狙った悪徳商法や消費者トラブルに対する注意喚起を共同で実施

高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン

○兵庫県など近畿の自治体は、特に被害が多い高齢者を対象に、9月を「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間」とし、ポスターやチラシ配布、啓発キャラバンなどを連携して実施

高齢者がねらわれている!!
悪質商法撃退ハンドブック



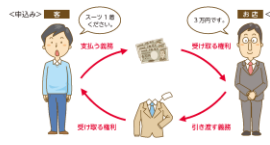
皆さんの周りには、悪質商法の被害にあっているにもかかわらず、そのことに気付いていない方がおられます。特に、高齢者だけの世帯や単身で家にもりがちの方は、被害が拡大する可能性もあり、周りの方が注意を見てあげることが被害を防止するためにも大切です。

この冊子は、地域で高齢者福祉をはじめ、さまざまな活動に携わっておられる方々を対象に、悪質商法から高齢者を守るためのハンドブックとして作成いたしました。

カバンの中の常備薬としてご活用いただければ幸いです。

京都市

知っているようで知らない…「契約」って何?



契約とは、消費者と販売会社の双方が合意して成立する約束のことです。それぞれ法的責任を伴う権利義務関係が発生する点が、単なる約束と異なります。

買物は契約の形の一つです。すなわち、申込みと承諾による契約が成立して契約が成立します。一度成立した契約は、クーラックオフが適用できる場合を除いて、原則として一方的に解除することはできません。そのため、お店で選んだスーツを買ってから、デザインやサイズが気に入らなから、スーツを返すので交換した代金を返してほしいと申し出ても、お店はその求めに応じる義務はありません。買物など、契約は慎重に考えましょう。

成年後見制度のご案内

判断能力が低下した高齢者や利用権限のある方々を対象に、高齢な契約を安全に担保する要素や、詐欺のターゲットにする業者が後を絶たない。こうした悪質商法をスムーズに行うためには、あらかじめ「成年後見制度」を利用することが有効です。

京都市では、制度に関するご相談から、利用の申請にまで一貫した支援を行っています。

詳しくは、京都市成年後見センター(電話: 075-354-8815)までお問い合わせください。

また、日商老年生活支援センター(電話: 075-354-8815)までお問い合わせください。

詳しくは、京都市社会福祉協議会(電話: 075-354-8731)までお問い合わせください。

悪質商法などの相談は **消費生活総合センターへ**

相談無料 **075-366-1319**

午前9時～午後5時(土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
本庁舎(京都市中京区)と、各区庁舎(1000～1500名)の
消費生活総合センター(37か所)で相談できます。
※各区庁舎は、消費生活総合センターの相談窓口になります。

お問い合わせ
京都市消費生活総合センターへ

京都市消費生活総合センター 電話 075-366-1319

ちょっと待った **その契約 その手口** 知っておこう

悪質商法から身を守るための6つの心得

- 1 簡単にドアを開けない。
- 2 うまい話はまず疑う。
- 3 個人情報は教えない。
- 4 契約は慎重に。
- 5 要らないときはキッパリ断る。
- 6 困ったときは、京都市消費生活総合センターへ

一人で決断したり、考えたりせずに、家族や身近な人、京都市消費生活総合センターに相談を。

消費生活相談は **075-366-1319** (平日午前9時～午後5時)
まずはお電話ください。相談は無料です。

土日祝休日(年末年始を除く) **消費者ホットライン 188** (午前10時～午後4時)
独立行政法人 国民生活センターの相談窓口になります。※電話相談のみ

最寄りの警察署 警察署 電話 **075-11**

京都市

高齢者向け「悪質商法撃退ハンドブック」(京都市) 消費者啓発チラシ「ちょっと待った その契約 知っておこう その手口」(京都市)

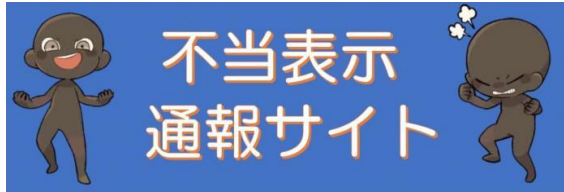
地域連携の強化

○府県(大阪府・兵庫県など)と県内市町、消費生活センターが共同で実施
○警察署と協力した防犯啓発活動や、特殊詐欺・悪質商法への注意喚起を強化

41. 悪徳商法等への注意喚起(京都府)

「特定商取引に関する法律（特商法）」や「京都府消費生活安全条例」、
「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」に違反する疑いのある事業者や
その表示に関する情報について、府民の皆様からの情報提供を受け付けている

※URL：<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/280526.html>

悪質商法通報サイト	不当表示通報サイト
	
■悪質商法の事例 ・インターフォン越しに、「こんにちは。近くでリフォーム工事をしていますが、お宅の屋根瓦が傷んでいるのが見えました。」「無料で屋根を点検いたします。」等と告げ、販売目的を隠したり、不実のことを告げて、屋根改修工事を契約させる事業者。 ・インターネット検索で「簡単に稼げる副業」という広告を見つけ、無料通話アプリで友だち登録したところ、通話着信があつて、「この副業は絶対儲かるが、そのためにはサポート契約が必要」と告げ、中身がよくわからない30万円の契約締結を迫ってきた事業者。 ・電話で「お宅に不要な衣類等はありませんか。何でも買い取ります。」等と告げ、了承すると、家に勝手に上がり込み、「こんな古着は買い取れない。貴金属はないのか。」等と告げ、強引に指輪を買い取っていく事業者。	■不当表示の事例 ・実際には、国産有名ブランド牛ではない牛肉であるにもかかわらず、あたかも「国産有名ブランド牛の肉」であるかのようにメニューに表示している事業者。 ・サプリメントを飲むだけで、あたかも食事制限や適度な運動をすることなく痩せられるかのような広告を表示している事業者。 ・エステのホームページに、施術をしなくても、直ちに小顔になるかのように表示している事業者。 ・水漏れ修理やロードサービスなどのレスキュー系サービスについて、Webページ上では「基本料金2000円～」「見積無料」などと、あたかも安価な価格で提供可能であるかのように表示しているが、実際には2000円で済むケースは皆無で、何十万円といった高額の作業代金を請求してくる事業者。